

北 監 第 11 号
令和 7 年 5 月 26 日

北方町議会議長 様

北方町代表監査委員 横 山 治

定期監査の実施について（通知）

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づく定期監査を、別紙のとおり実施
しますので通知します。

別 紙

実 施 計 画 書

種 別

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

担当監査委員氏名

横 山 治 石 井 伸 弘

対象事項及び範囲

令和6年度に執行された、ア及びイの委託業務の内容及び契約事務について
ア 契約金額が税込年間200万円以上の委託契約をしているもの
イ 過去3年以上同じ業者で委託契約しているもの

実施日

令和7年7月2日（水）

実施場所

北方町役場 委員会室

基本方針・着眼点

- ・真に委託しなければならない業務であったか。
- ・契約書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。
- ・入札・随意契約に関わらず、数年間同一業者で行っている契約は適正か。
- ・その他関連事務全般について。

提出資料（①のみ3部）

- ① 令和6年度契約状況一覧表
- ② 契約伺い文書及び委託契約関係書類
- ③ その他支出関係書類及び台帳等

（※②と③は当日疑義がある際に担当課より説明を受けるときに提出）

出席依頼者氏名

各課担当課長、担当者

北監第 2 2 号
令和 7 年 7 月 2 3 日

北方町議会議長 様 ※町長宛も作成

北方町代表監査委員 横 山 治

定期監査の結果について（報告）

みだしのことについて、地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づく定期監査を執行したので、同法第 1 9 9 条第 9 項の規定により別紙のとおりその結果を報告します。

別 紙

結 果 報 告 書

種 別

法第199条第4項による定期監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 石 井 伸 弘

対象事項

令和6年度に執行された、ア及びイの委託業務の内容及び契約事務について
ア 契約金額が税込年間200万円以上の委託契約をしているもの
イ 過去3年以上同じ業者で委託契約しているもの

実施日

令和7年7月2日（水）

実施場所

北方町役場 委員会室

監査の結果

今回対象事項のうち、総務危機管理課・政策財政課・税務課・住民保険課・福祉子ども課・健康推進課の委託内容について、関係書類等の提出及び担当者から説明を求めて監査した結果、おおむね適正であると認められたが、監査意見書に述べる事項について検討する必要があると考える。

監 査 意 見 書

北方町監査委員 横 山 治
北方町監査委員 石 井 伸 弘

令和7年7月2日に、地方自治法第199条第4項による定期監査を行った結果に関する報告書に添えて、次のとおり意見を提出する。

意 見

1. 保守点検等毎年行う委託について

毎年行う委託契約の中で、保守点検等の契約が多く行われているが、当初に機器を設置や導入した業者が、その後、数年に渡り保守委託契約になっている傾向がある。また、同じ業者が同じ金額で契約している場合もある。入札や見積り合わせにより、最低価格の業者を選定していることは確認できたが、数年に一度は見積合わせを行い、他の市町村や民間での市場価格などを調査し、適正な価格で契約を行っているのかを確認されたい。

2. 随意契約での委託契約について

委託契約の中には、一社随契を行っている契約がいくつか見受けられる。

専門的な分野の知識や経験が豊富なこと等が条件となることが多く、委託先が限られることは理解できるが、相手方の見積額のまま契約せざるを得ないのも事実である。よく、見積もりの内訳を精査して適正な価格での契約を心掛けてもらいたい。

3. 委託契約の効率化について

各施設で同じような内容の契約をそれぞれに契約しているケースがある。それらを、一括契約とすることで費用や事務の効率化を図れないものか、今後、検討し実行できるようであれば考慮しても良いのではないか。

以上